

相続税がかかる財産の合計表

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人の氏名

第11表 (令和6年1月分以降用)

この表は、遺産の分割状況及び各人の取得財産の価額の合計額等を記入します。
なお、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。以下同じです。)の明細については、財産の種類に応じて第11表の付表1から付表4に記入してください。
(注) 財産を取得した人が10名を超える場合には、この合計表を追加して記入してください。

1 遺産の分割状況及び財産取得者の一覧

遺産の分割状況及び相続税がかかる財産を取得した人全ての氏名を記入します。

遺産の分割状況		分割の日	全部分割				一部分割			
			元 号	年	月	日	元 号	年	月	日
1: 全部分割										
2: 一部分割										
3: 全部未分割										

財 産 取 得 者 の 一 覧

項 番	財産を取得した人の氏名	項 番	財産を取得した人の氏名

(注) 1 「遺産の分割状況」欄は、遺産の分割状況に応じた番号を記入します。
2 「分割の日」欄は、遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、その分割の日を記入します。

2 取得財産の価額の合計表

財産を取得した人の番号	① 分割財産の価額(円)	② 未分割財産の価額(円)	③ 取得財産の価額(円) (①+②)

(注) 1 「財産を取得した人の番号」欄は、上記1の「項番」欄に記入した番号を記入します。
2 「①分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「分割が確定した財産」の「取得財産の価額」欄に記入した価額について、財産を取得した人ごとに合計した金額を記入します。
3 「②未分割財産の価額」欄は、第11表の付表1から付表4の「財産の明細」に記入した財産のうち、未分割である財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得するとした場合に計算される金額を記入します。
4 「③取得財産の価額」欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。